

茨城県報 第5632号

昭和43年 8月15日

(木曜日)

(明治35年 3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

	ページ
●家畜伝染病の発生転帰 (畜産課)	1
●豚コレラ予防の移動禁止区域等の一部改正 (")	2
●保安林の指定の解除 (林業課)	2
●保安林の指定の解除予定 (")	2
●漁業災害補償法施行令第12条第2項に基づく区域の決那 (漁政課)	3
●矢野下地区土地改良事業の縦覧 (農地管理課)	3
●山王, 六郷地区土地改良事業計画変更の縦覧 (")	4
●寺具土地改良区設立の縦覧 (")	4
●六郷地区土地改良事業計画変更の認可 (")	4
●道路の区域変更 (2件) (道路補修課)	5
●道路の供用開始 (2件) (")	6

公 告

●土地立ち入り調査 (2件) (農地管理課)	6
●土地立ち入り測量 (10件) (監理課)	7

正 誤

●昭和43年 7月11日第5622号中	12
---------------------------	----

告 示

茨城県告示第939号

家畜伝染病が次のとおり発生ならびに転帰した。

昭和43年 8月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

病 名	発生(決定)月日	発生頭数	転 帰	発 生 場 所
豚 コ レ ラ	8 月 6 日	11頭	自衛殺 殺処分 7頭 4頭	鹿島郡旭村
〃	〃	6〃	自衛殺 殺処分 5〃 1〃	行方郡玉造町
〃	〃	23〃	殺処分 23〃	日立市
〃	〃	14〃	〃 14〃	常陸太田市
〃	〃	2〃	と場発見 殺処分 1〃 1〃	東茨城郡常澄村
〃	〃	10〃	殺処分 10〃	那珂郡東海村

〃	〃	6 〃	〃	6 〃	水戸市
〃	8 月 7 日	8 〃	自衛殺 殺処分	7 〃 1 〃	鹿島郡旭村
〃	〃	8 〃	殺処分	8 〃	水戸市
〃	〃	30 〃	〃	30 〃	那珂郡那珂町

累計 1,288頭

茨城県告示第940号

昭和43年 5 月 23 日 茨城県告示第604号で告示した 茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための移動禁止区域等の指定の一部を次のように改める。

昭和43年 8 月 15 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移動禁止区域中に 行方郡玉造町舟津, 日立市小木津町小木津浜, 東茨城郡常澄村下入野, 那珂郡東海村舟石川一区, 水戸市萱場町, 飯島町, 加倉井町, 大塚町, 河和田町ならびに那珂郡那珂町を一円に改める。

茨城県告示第941号

森林法 (昭和26年 法律第249号) 第26条第 1 項及び第 2 項並びに 森林法施行令第 5 条の規定により, 次のように保安林の指定を解除する。

昭和43年 8 月 15 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鹿島郡鉾田町大字大竹字塙内1002の 1, 1002の 3, 神栖村大字知手字砂漠4678の 2, 大字日川字海岸砂間2036の 2, 北茨城市中郷町大字小野指字東裏92の 2, (以上 3 筆について「次の図」に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は省略し, その図面を茨城県庁及び関係市町村役場に備えおいて縦覧に供する。)

茨城県告示第942号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので, 森林法 (昭和26年 法律第249号) 第30条の規定により公示する。

昭和43年 8 月 15 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東茨城郡大洗町大字成田字上宿4334, 4344, 4345の1, 4347の1
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第943号

漁業災害補償法施行令(昭和39年政令第293号)第12条第2項の規定により一定の区域を次のように定める。

昭和43年8月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業
さんま棒受網漁業

(加入区 の 名 称)	(区 域)
さんま棒受網常陸北部加入区	北茨城市, 高萩市, 日立市, 勝田市, 十王町及び東海村の区域
さんま棒受網那珂湊加入区	那珂湊市の区域
さんま棒受網大洗加入区	大洗町, 鉾田町, 鹿島町, 大洋村, 大野村, 旭村及び神栖村の区域
さんま棒受網波崎加入区	波崎町の区域

沖合底曳等漁業

(加入区 の 名 称)	(区 域)
沖合底曳等漁業北茨城加入区	北茨城市, 高萩市及び十王町の区域
沖合底曳等漁業日立加入区	日立市, 東海村, 勝田市及び那珂湊市の区域
沖合底曳等漁業鹿島灘加入区	大洗町, 鉾田町, 鹿島町, 大洋村, 大野村, 旭村, 神栖村及び波崎町の区域

茨城県告示第944号

矢野下土地改良区から昭和43年1月31日付申請のあつた矢野下地区土地改良事業は適当と決定したので, 土地改良法第48条の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年8月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類

矢野下土地改良区定款写し

矢野下地区改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和43年 8 月 19 日から 9 月 8 日まで

3 縦覧の場所 友部町役場

茨城県告示第945号

岡堰土地改良区から昭和43年 3 月 25 日付申請のあつた山王, 六郷地区土地改良事業計画変更は適当と決定したので, 土地改良法第48条の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年 8 月 15 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

岡堰土地改良区定款写し

山王, 六郷地区土地改良事業計画変更計画書

2 縦覧の期間 昭和43年 8 月 19 日から 9 月 8 日まで

3 縦覧の場所 藤代町役場

茨城県告示第946号

昭和42年 6 月 15 日付鈴木拡ほか18名から申請のあつた寺具土地改良区の設立は適当と決定したので関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年 8 月 15 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

寺具土地改良区定款

寺具地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和43年 8 月 19 日から 9 月 8 日まで

3 縦覧の場所 筑波町役場

茨城県告示第947号

昭和43年 6 月 20 日茨城県告示第762号による岡堰土地改良区の六郷地区土地改良事業計画変更は, 昭和43年 8 月 8 日認可した。

昭和43年 8 月 15 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第948号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和43年 8 月15日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年 8 月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 谷井田稲戸井停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡伊奈村大字谷井田字内郷 1660の1番地先から 同 郡同 村大字狸淵字堤下 263番地先まで	旧	メートル 2.0~3.0	メートル 2,525.4	
筑波郡伊奈村大字谷井田字寺前 1054の1番地先から 同 郡同 村大字狸淵字堤下 263番地先まで	新	4.0~6.0	2,157.8	

茨城県告示第949号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和43年 8 月15日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年 8 月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 成田江戸崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡江戸崎町大字松山 字勘由ヶ下1246の2番地先から 同 郡同 町大字羽賀字根古屋 1092の4番地先まで	旧	メートル 4.0~10.0	メートル 1,623.0	
	新	8.0~13.5	1,558.0	

茨城県告示第950号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和43年8月15日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和43年 8 月 15 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道谷井田稲戸井停車場線
- 2 使用開始の区間 筑波郡伊奈村大字谷井田寺前1054の1番地先から
同 郡同 村大字狸淵字堤下263番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和43年 8 月 15 日

茨城県告示第951号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和43年8月15日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和43年 8 月 15 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道成田江戸崎線
- 2 使用開始の区間 稲敷郡江戸崎町大字松山字勘由ヶ下1246の2番地先から
同 郡同 町大字羽賀字根古屋1092の4番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和43年 8 月 15 日

公 告

●土地立ち入り調査

県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、下館地区、関城地区、明野地区、水海道地区、
大木地区、上山川江川地区の測量調査のため、次により土地立ち入りをするので、土地改良法第
118条第3項及び同法施行規則第91条第2項の規定により公告する。

昭和43年 8 月 15 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 実施機関 茨 城 県
- 2 立ち入り目的 土地改良事業調査のため
- 3 立ち入り場所 下館地区 下館市大字下平塚、笹塚、飯島一円
関城地区 真壁郡関城町井上、藤ヶ谷一円
明野地区 真壁郡明野町内淀鍋山、吉間一円
水海道地区 水海道市上蛇、三坂新田、沖新田、川崎、古敷一円

大木地区 下妻市大字大木, 稲荷山, 下木戸, 田向, 下妻一円
上山川, 江川地区 結城市大字武井, 大木, 矢畑, 大木新田, 平間一円

4 立ち入り期間 昭和43年8月15日から昭和44年3月31日まで

5 調査測量に従事する者

茨城県下館土地改良事務所職員

●土地立ち入り調査

県営湛水防除事業, 大生地区の測量調査のため, 次により土地立ち入りをするので, 土地改良法第118条第3項及び同法施行規則第91条第2項の規定により公告する。

昭和43年8月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 実施機関 茨 城 県
- 2 立ち入り目的 土地改良事業調査のため
- 3 立ち入り場所 水海道市大字新井木町一円
- 4 立ち入り期間 昭和43年8月15日から昭和44年3月31日まで
- 5 調査測量に従事する者

茨城県下館土地改良事務所職員

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので, 同条第4項の規定により, 次のとおり公告する。

昭和43年8月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 国道118号線(那珂郡山方町大字盛金, 家和楽地内)道路改築工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

那珂郡山方町大字盛金字彦沢口, 表原, 平山向, 祝戸, 小坂, 中の坪, 穴城道下, 穴城道上, ハイ坂口, ケツリ, 後沢, 原, 上山, 小草, 後ノ道上, 後ノ道下, 田向, 東滝沢口
那珂郡山方町大字家和楽字脇沢, 橋向, 小山, 前川原, 下前京, 前京, 上堂沢, 塙

4 立ち入ろうとする期間

昭和43年8月15日から
昭和44年3月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年 8 月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一級河川利根川水系碓無川河川改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
行方郡玉造町字上宿, 川向, 八発匂
同 町大字谷島字扇田
同 町大字浜字上枝橋, 今宿, 中堤, 弁財天
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和43年 8 月15日から
昭和43年 9 月30日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書し規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年 8 月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一般河川利根川水系巴川改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
東茨城郡美野里町大字部室字住崎裏, 中島, 住崎, 谷原, 鍋田, 松浪, 堅倉境
同 大字寺崎字大山, 大下
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和43年 8 月16日から
昭和44年 3 月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年 8 月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道土浦大穂線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

新治郡桜村大字古来字屋敷、西浦、北の崎、島の前、宮の脇、川尻、大田、後田、門崎、宮前、聞内、宮ノ後、屋畑、竹ノ下、水島、石橋、蕪木、仲田、塩入、竜凡、横枕、仲畑、下五反田、上五反田、坂の下、塚、前、沖田、溝添、柳町、深田、一町田、東田、寺山、餅田、西見田、堀越、稲子田、下稲子田、反町

同 大字金田字鳥井戸、天王台、延繩、三反田、蕪田、五反田、嶋後、番道橋、新田、中町、花島、向沖、福田、竜宮橋、天神、天神谷、大堀、西原、天神台、十三塚、中久保、不動台、日向、大坂吹上ヶ、諏訪眠観音、山王、大明神、泥連内、明神西、谷頭、中台、諏訪眠、諏訪観音、観音後、長者塚、二本松、岡道、弥陀下、明神南、二階、蛭子、岡久係、番道原、中道、遠原、下宿、中ノ条、入坪、雨堤、杓形、下反町、堤崎、榎戸、中宿、上宿、上宿館道、三枚発句、道場後、チゴ塚、新宮橋、草倉内、清水、館山、天神久保、館後、二反田、不動下、横田、館下、上反田、松ヶ下、池下、観音下、西坪、新田若、中ノ条、竹ノ内、前田、道場前

同 大字上境字屋敷上、山ノ上、竹ノ内、豆口、青木、前ノ内、馬場先、長根、下道、火ノ口、北ノ内、下川面、セキメン、八反田、五反田、長発句、上川面、庚塚、万観音、遠原、前東、小太郎、馬観音、遠原ノ2、池下、萱場、替り前、屋敷下、内谷原、鳥井戸、フハメキ、沖田、海老、前田西、沼田、稲荷、町田、砂崎、前田、後田、幕下、馬場南、滝下、岩の入、池の上、作ノ内、堤下、駒形、海老内、フルトメ、老丁田、サキウチ、庚塚前、観音久保、根本、石塚、外谷原、滝ノ台、陳馬ノ台、天神入、大日岩ノ入、滝山、天神山、古屋敷

同 大字栄字田島、屋敷向、恵比前、青竜、不動、堀ノ内、土器屋前、前田畑、前田、五反田、弁天、水深、長丁、寺家前、下宿、柳町、溜、砂崎、1丁田、荒田、上荒田、堰堀、上堰堀、経免、八反畑、飯島、中根後、陣場

台, 下長根, 中谷津, 尼塚, 宮ノ後, 湿気, 駒形, 外波戸, 鷺打, 海老内, 簀下, 遠原, 昆沙門, 池ノ下, 幕下, 中原, 木槿

同 大字中根字屋敷向, 宮ノ後, 恵比前, 前田畑, 不動坊, 宮前, 西, 滝ノ台, 五反田, 弁天, 砂崎, 一丁田, 外波戸, モツキ, 前田, 海老内, 上堰堀, 経免, 八反畑, 飯島, 後田, 幕ノ下, 陣馬口, 中谷津, 小谷津, 池ノ下, 滝ノ下, 島井戸, 長丁, 水深, 樋ノ口, 下長根, 上長根, 清水井戸, 矢槌, 青竜, 坊浦, 駒形, 稻荷脇, 堀ノ内, 遠原, 昆沙門, 万成, 不葉抜, 陣馬台

4 立ち入ろうとする期間

昭和43年8月15日から
昭和44年3月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので, 同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年8月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道大子黒羽線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

久慈郡大子町大字下金沢字関沢前三斗蒔, 関沢, 関沢前橋場, 関沢前高田

4 立ち入ろうとする期間

昭和43年8月20日から
昭和44年2月19日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので, 同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年8月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道小岩戸赤塚停車場線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

水戸市河和田町字中道, 矢端, 中曾根

4 立ち入ろうとする期間

昭和43年 8 月16日から
昭和44年 3 月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第 1 項ただし書の規定により通知があつたので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年 8 月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道日立御前山線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

常陸太田市新宿字元太田山
久慈郡金砂郷村大字大平字小田谷津、柳沢南山、虎坂、神田、切通し、二本
松、東谷津、歩行坂、上谷道、台山

同 大字久米字湯沢、伝幸淵

同 大字大里字キントヤ、ハケトヤ、小峯、作道、焼山、湯沢、
ハツ峯

4 立ち入ろうとする期間

昭和43年 8 月15日から
昭和44年 2 月28日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第 1 項ただし書の規定により通知があつたので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年 8 月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道日立常陸太田線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

常陸太田亀作町字中道、森脇、腰巻、森後、柳下、中丸、赤坂、西赤坂

4 立ち入ろうとする期間

昭和43年 8 月15日から
昭和44年 2 月28日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年8月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道富岡玉造常陸太田線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
 - 久慈郡金砂郷村大字高柿字本の内、榎谷津、欠の下
 - 同 大字岩手字川原宿、中島、源の丞、明神下
 - 同 大字玉造字横町、広町、亀田、ユツヤ
- 4 立ち入ろうとする期間
 - 昭和43年8月15日から
 - 昭和44年2月28日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和43年8月15日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道小川鉾田線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
 - 新治郡玉里村大字栗又四箇字一丁目
 - 同 大字田木谷字一丁目、鹿島、寄居
- 4 立ち入ろうとする期間
 - 昭和43年8月15日から
 - 昭和44年3月31日まで

正 誤

昭和43年7月11日茨城県報第5622号に登載の茨城県交通安全対策推進本部規程の一部改正中下記のとおりに誤りがあつたので訂正する。

記

ページ	行	正	誤
20	1	茨城県訓令第17号	茨城県訓令第16号

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号
発行所 茨 城 県
発行人

茨城県水戸市北三軒町24番地の4
印刷所 茨 城 県 印 刷 所